

活

— 第3号 —

茨城県労災保険指定医協会

「活」編集委員会

発行責任者 石島弘之

〒310-0852 水戸市笠原町489

TEL 029-243-5701 FAX 029-243-6530

E-mail: i-roukyo@mito.ne.jp

労災医療と健保医療

副会長 石井隆志

労災医療は労災保険（正しくは労働者災害補償保険）の基に行われている。この保険の目的には、被災労働者に対して適切かつ迅速な医療を行い、一日も早く労働能力を回復し、社会復帰を図ることが第一にあげられている。

我々医療機関はその医療にあたって、専門的な知識の取得と技能の研鑽に努めて日夜努力しているところである。

従って報酬に対しても目的に沿った点数配分など配慮が求められるところであり、我が茨城県労災保険指定医協会も、昭和33年に発足以来自由診療の中で、

地域特掲方式の中で、そして全国統一の労災方式の中で全国のリーダーとして改善に改善を図ってきたところである。

しかるに昨今労災診療費の全国基準化以来、健保医療（健康保険法）にことごとく準拠させようとしている風潮がある。

又我々医師側もあまりにも健保に馴らされ過ぎて「医療、即ち健保医療」と考えてはいないだろうか。

今年4月の診療報酬改定もまだ内容はわかっていないが、いずれ経済的効率のみを優先させた改定になるのだろう。

健保はそもそもが相互扶助的な観点から被保険者の最低生活を保障しようとする医療保険であるから、労災保険とはその目的とするところが異なるのである。健保にすべて準拠しては、あくまでも第一義的に考えなくてはならない被災労働者にとって不利益となるであろう。

労災医療は被災労働者が一日も早い社会復帰ができるようより良い治療環境を整えてあげなくてはいけないのである。

茨城県労災保険指定医協会は今後とも会員の皆様と共に努力してゆきたい。

皆様の御意見をお届けいただきたい。



平成 18 年度診療報酬改定概要

中村整形外科医院 中村 尚

平成 18 年度診療報酬改定の点数が第 85 回中医協総会 (H18. 2. 15) で決定された。細部の言葉の解釈で不明の部分もあるが、現在まで知りえた内容を報告する。

初・再診料、外来診療料、継続管理加算

初診料は診療所 (274 点)、病院 (255 点) が 270 点で統一され、再診料は診療所 (73 点) が 71 点、病院 (58 点) が 57 点になった。再診料は漸次減点し、いずれ統一する予定。外来診療料 (72 点) は 70 点に減点したが、ヘモグロビン A1c は包括から除外した。継続管理加算は廃止された。

リハビリテーション、消炎鎮痛処置

リハビリは疾患別体系へと見直された。施設基準はリハ I (専門性を加味した基準)、リハ II (基本となる基準) に分け、扱える疾患で脳血管疾患等のリハ I (250 点) リハ II (100 点)、運動器リハ I (180 点) リハ II (80 点)、心大血管リハ I (180 点) リハ II (80 点) 呼吸器リハ I (250 点) リハ II (100 点) に分けている。また、今回から算定日数に上限が設けられた。尚、施設基準の詳細や算定日数の開始日、対象疾患等の解釈については今後ははっきりするものと思われる。消炎鎮痛処置については同一月内逓減制が廃止された。

有床診療所の入院基本料

入院継続日数の① 7 日以内② 14 日以内③ 30 日以内④ 31 日以上で点数が区別された。入院基本料 I (看護職員 5 人

以上) は① 810 点② 660 点③ 490 点④ 450 点、入院基本料 II (看護職員 1 人以上 5 人未満) は① 640 点② 480 点③ 320 点④ 280 点となった。医師配置加算は 100 点がついている。

その他

今後の IT 化促進のため電子化加算 3 点が新設された。もめていた詳細な領収書発行は項目明示の発行が義務化され (6 ヶ月の猶予期間)、レセプト並みの領収書発行は努力目標とされた。新規技術に関しては要望 619 技術のうち 50 技術が保険導入され、既存技術の再評価でも 619 技術のうち 86 技術が保険導入された。多くの手術項目が新設されたので注意が必要である。

今後も改定ごとに財政悪化の基、医療費削減が続くと思われる。特に入院日数の短縮、療養患者の介護分野への移行、診療項目の包括化など厳しい内容が予想される。



ご存知ですか

RICの共済制度

労災診療費不支給事案の補償

労働者が被った災害が、業務または通勤災害と認められない場合には、労災保険ではなく、健康保険など他の保険からの診療費の支払いとなります。

しかし、健康保険等他の保険から診療費を受領したとしても、労災診療費と相違があるため、労災指定医療機関として不利益を蒙る場合があります。

このため、共済契約した労災指定医療機関の互助制度による掛金をもって、労災保険と他の保険との差額分の補償を行っています。

長期運転資金貸付

(財) 労災保険情報センター (R I C) の長期運転資金貸付制度は、医療機関が施設整備や医療機器購入等を目的に利用できる貸付制度です。

1. 借入申込対象者

R I C加入後1年以上経過し、かつ労災診療費支払実績のある医療機関。

※借換を希望する場合は、平成18年4月25日までに繰上償還すれば申込める。

2. 申込期間・申込先

平成18年5月1日(月)～31日(水)

(財) 労災保険情報センター茨城事務所

3. 貸付額

100万円(最低貸付額)～1,000万円

※10万円単位

※平成17年5月～平成18年4月の1年間の労災診療費支払額の4倍以内。

4. 貸付利率

財政融資資金法に基づく7月1日及び11月1日現在の貸付金利率から1.0%を減じた率(固定金利)。

※利率の下限は、0.1%

[参考] 平成17年度実績は0.1%

5. 返済方法

毎月の労災診療費支払額から控除し、返済金に充当する。

6. その他

- ・返済期間は5年以内。
- ・申込総額が貸付原資枠を超えた場合は、抽選。
- ・貸付金振込日は、平成18年7月25(火)又は11月27日(月)のどちらかを申込時に選択

【申込・問合せ先】

(財) 労災保険情報センター

茨城事務所

〒310-0026

水戸市泉町2-2-27

ニッセイ水戸ビル6F

電話 029-228-1371/0120-244-280

FAX 029-228-1373

指導委員会だより (3)

1. 傷病の経過に、単に「外来加療中」とだけでなく、その期間における特別な事を必ず記載する。

2. 開放創で、腱縫合をする際、補助切開を入れた場合は必ず図示する。
3. 麻酔剤の算定のない手術は判定に苦しむのでコメントを。
4. デスポ製品の混注は認められない。

新規指定医療機関

平成17年9月から

医療機関名	所在地	診療科目	代表者	指定日
優心会クリニック	境 町	内、循、整外、リハ	秋谷典裕	17.9.1
医) 誠潤会城北病院分院	城里町石塚	神内	土田功一	17.9.1
うどの眼科	那珂市	眼	鵜殿徹男	17.9.1
緑野クリニック	坂東市	内、小	竹田 篤	17.9.1
わたなべ内科クリニック	ひたちなか市	内	渡邊則道	17.10.1
いなしきクリニック	稲敷市	内、リウ、整外、皮、リハ、小	尾澤英彦	17.10.1
あおき内科クリニック	土浦市	内、呼、アレ	青木弘道	18.1.1
あおば皮膚科クリニック	日立市	皮、アレ	木村陽一	18.1.1
つくばクリニック	筑西市	整外、内、リハ、外	牧野駿一	18.1.1
はんがいクリニック	筑西市	内、小、外、アレ、整外、歯、口腔外科	青山大樹	18.1.1

平成18年度労災診療費支払日

	18/4	5	6	7	8	9	10	11	12	19/1	2	3
中間	14 (金)	19 (金)	15 (木)	14 (金)	14 (月)	15 (金)	16 (月)	17 (金)	15 (金)	19 (金)	16 (金)	15 (木)
月末	※5/1 (月)	※6/1 (木)	※7/3 (月)	※8/1 (火)	※9/1 (金)	29 (金)	31 (火)	※12/1 (金)	28 (木)	※2/1 (木)	※3/1 (木)	29 (木)

通勤災害保護制度の範囲拡大

労働者災害補償保険法（労災保険法）が一部改正され、平成18年4月1日から施行されます。就業形態の多様化などが進んでいるため、次の移動中の災害が通勤災害保護制度（補償対象）に加えられました。

- ①二重就業者が第一の事業場から第二の事業場へ移動中
- ②単身赴任者が赴任先の住居と帰省先住居との間の移動中

請求もれが目立ちます 療養の給付請求書取扱料

労災患者の初回分のレセプト提出時には、患者から提出された「療養の給付請求書（様式第5号又は16号の3）」を添付し、レセプト上で「療養の給付請求書取扱料」（2,000円）が算定できます。

編集 後記

今朝は久しぶりに、うぐいすの美しい鳴き声で目が覚めた。不況、デフレ時代と言われて久しいが、景気、診療の面でも爽やかな政策が執られる事を期待する今日の頃である。

インターネット
まざまな情報
るが、労災診
まだまだ少な
度自体の複雑
労災診療およ

今朝は久しぶりに、うぐいすの美しい鳴き声で目が覚めた。不況、デフレ時代と言われて久しいが、景気、診療の面でも爽やかな政策が執られる事を期待する今日の頃である。

テレビに始まり
ト等の普及でさ
が入り乱れてい
療関連の情報は
く、労災保険制
さと相まって、
び保険請求を難
解なものにしている。



茨城県労災保険指定医協会としても、正確な情報を多くの会員に流し、会員の診療に役立つ会をつくるよう努力していきたいと思う。

（荒川記）

題 字：石島弘之先生
イラスト：高木俊男先生